

風 水 害

本項の土砂災害発生時についての内容は、土砂災害防止法第8条の2にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

（ 在 園 中 ）

注意報発令

- ・保育を継続すれば降園が不可能になると判断される場合、園長が降園の判断をする。
- ・気象情報収集

警報発令

＜ 暴風警報・大雨警報・気象防災速報（記録的短時間大雨）・レベル4土砂災害危険警報 ＞

判断

- ・保育を継続すれば降園が不可能になると判断される場合、園長が降園の判断をする。

保護者への引渡し

- ・レベル4土砂災害危険警報や避難勧告が発令されている地区に住む園児は待機させる。
- ・迎えに来られない園児は待機させる。

待機園児への対応

- ・教職員が近くにいて心のケアに努める。

園内の安全管理

- ・危険箇所への立入禁止措置
- ・被害状況等を市教委へ報告
- ・外部との対応窓口を一本化する。

（ 在 宅 時 ）

（別紙参照）